海津市企業立地促進事務フロー

事　業　者

（申　請）

企業立地奨励措置指定申請書提出
（操業開始の日から90日以内）

○対象要件
海津市内に工場等(原則建物があること)を新設(移設)または増設し、新規に従業員を雇用した企業で、操業にあたり土地、建物、償却資産等の資産投資を行っていること。

○対象業種(海津市企業立地促進条例別表のとおり)

ア　製造業　①製造業	初期投下固定資産額5千万円以上(中小企業者のみ) 新規地元常用雇用者10人以上(中小企業者3人以上)
イ　情報通信業　①受託開発ソフトウェア業、パッケージソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業	初期投下固定資産額3千万円以上 新規地元常用雇用者5人以上(中小企業者3人以上)
イ　情報通信業　②技術先端産業、航空宇宙産業(民需に限る)及び知事が特に認めるものの製品製造を行う事業所	初期投下固定資産額5千万円以上 (中小企業者のみ) 新規地元常用雇用者5人以上(中小企業者3人以上)
イ　情報通信業　③コールセンターの設置	初期投下固定資産額5千万円以上 新規地元常用雇用者20人以上(中小企業者10人以上)
イ　情報通信業　④データセンター、ソリューションセンターの設置	初期投下固定資産額5千万円以上 新規地元常用雇用者5人以上(中小企業者3人以上)
ウ　研究開発事業　①研究開発事業の事業所の設置	初期投下固定資産額5千万円以上(中小企業者のみ) 新規地元常用雇用者5人以上(中小企業者3人以上)

○初期投下固定資産
土　地 …操業開始前3年以内に購入した
建 物 …操業開始前1年以内に構築したもの
償却資産 …操業開始前1年以内に取得したもの

海　津　市　（企業立地促進審査委員会による審査）

・適当の場合
企業立地奨励措置指定書送付

・不適当の場合
企業立地奨励措置不承認通知書送付
↓
（事務終了）

事　業　者　（申　請）初期投下固定資産額により

企業立地促進に係る海津市固定資産税の特例に関する申請書提出（最初に課すべきこととなる年度以後3箇年度、毎年1月31日まで）

○初期投下固定資産額
- ア　製造業　1億円以上
- イ　情報通信業　1億円以上
- ウ　研究開発事業　1億円以上

○減免及び交付期間
操業開始後初めて賦課された年度から3年間

工場等設置奨励金交付申請書提出
（最初に課すべきこととなる年度以後3箇年度、賦課された年度の固定資産税額を完納後10日以内）

○初期投下固定資産額
左記以外の場合

海　津　市

（承認する）
企業立地促進に係る海津市固定資産税の特例に関する決定書を送付。その翌年度の固定資産税額を課税免除

（承認しない）
企業立地促進に係る海津市固定資産税の特例に関決定書を送付。
→
工場等設置奨励金の交付

事　業　者

雇用促進奨励金交付申請書提出
（操業開始後1年経過した日から30日以

市

雇用促進奨励金の交付